

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対応方針

令和2年5月15日
令和2年8月21日改正

		(1) 感染予防対策期	(2) 準感染警戒期	(3) 感染警戒期	(4) 感染拡大防止対策期	(5) 感染拡大防止集中対策期	(6) 緊急事態対策期
県内の感染状況		感染者が確認されていないか、抑制できている状態	一定数の感染者が確認されている状態	一定の感染者が確認されており、感染者が拡大する恐れがある状態	感染者が拡大している状態	感染者が急増している状態	爆発的な感染の拡大が続いている状態 (国の緊急事態宣言の対象区域に指定されることを想定)
移行 基準	①直近1週間の 累積新規感染者数 (直近1週間の人口10万人当たりの 累積新規感染者数)	—	5人程度以上 (0.5人以上)	24人程度以上 (2.5人以上)	48人程度以上 (5人以上)	96人程度以上 (10人以上)	239人程度以上 (25人以上)
	②感染経路不明者数の割合	—	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上
	③直近1週間と先週1週間の 比較	—	—	—	—	直近1週間が先週1 週間より多い	直近1週間が先週1 週間より多い
	④病床のひっ迫具合(病床全体)	—	—	—	—	最大確保病床の占有率1/ 5以上又は現時点の確保病 床の占有率1/4以上	最大確保病床の占有率 1/2以上
	④病床のひっ迫具合(うち重症者用病床)	—	—	—	—	最大確保病床の占有率1/ 5以上又は現時点の確保病 床の占有率1/4以上	最大確保病床の占有率 1/2以上
	⑤療養者数 (人口10万人当たりの全療養者数※)	—	—	—	—	96人程度以上 (10人以上)	239人程度以上 (25人以上)
⑥直近1週間のPCR陽性率	—	—	—	—	10%以上	10%以上	
解除の判断基準		—	解除にあたっては、新しい対策期に入ってから、一定期間(少なくとも2週間)経過後、新規感染者が減少傾向になっている状態で、①～⑥の指標等を踏まえ総合的に判断				
<p>○各対策期への移行に当たっては、医療提供体制、監視体制(検査・相談等の件数)、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、警戒を強める際は、感染の傾向、濃厚接触者の状況、感染地域の状況等を踏まえ、移行基準より早めの移行も検討</p> <p>○県独自の「感染警戒宣言」、「緊急事態宣言」は、感染状況等に応じて適時に発出を検討</p> <p>○国から特措法に基づく新たな考え方が示された場合には改訂を検討</p>							

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対応方針

令和2年5月15日
令和2年8月21日改正

	(1) 感染予防対策期	(2) 準感染警戒期	(3) 感染警戒期	(4) 感染拡大防止対策期	(5) 感染拡大防止集中対策期	(6) 緊急事態対策期
県内の感染状況	感染者が確認されていないか、抑制できている状態	一定数の感染者が確認されている状態	一定の感染者が確認されており、感染者が拡大する恐れがある状態	感染者が拡大している状態	感染者が急増している状態	爆発的な感染の拡大が続いている状態 (国の緊急事態宣言の対象区域に指定されることを想定)
共通事項 (※1)	3密の回避やマスクの着用など「新しい生活様式」の実践、「かがわコロナお知らせシステム」・「接触確認アプリ (COCOA)」のインストール・積極的活用					
対 応 方 針	県民への要請等	↑ の 対 策 の 徹 底	【法24⑨による要請】 ・(1) ②③の対策の徹底に加え、 ・不要不急の県外への移動は慎重に検討	【法24⑨による要請】 ・(1) ②③の対策の徹底に加え、 ・不要不急の外出・移動は、県内外を問わず慎重に検討 ・特に、県内のクラスター発生施設や同種施設のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への外出自粛の要請を検討	【法24⑨による要請】 ・(4)の対策に加え、 ・感染拡大につながる恐れのある施設(※2)のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への県内での外出自粛の要請を検討 ・他都道府県の感染状況等も踏まえ、県外への移動自粛の要請を検討	【法24⑨又は法45①による要請】 ・県内での外出自粛の要請を検討 ・県外への移動自粛の要請を検討
	事業者への要請等		【法24⑨による要請】 ・(1)の対策の強力な推進	【法24⑨による要請】 ・(3)の対策に加え、 ・クラスター発生施設や同種施設のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への休業等の要請を検討	【法24⑨による要請】 ・(3)の対策に加え、 ・感染拡大につながる恐れのある施設(※2)のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への休業等の要請を検討	【法24⑨又は法45②による要請】 ・(3)の対策に加え、 ・感染リスクやガイドラインの遵守状況等を考慮しつつ、生活必需品等を取り扱う事業者等を除き特措法対象施設等への休業等の要請を検討
	イベント等の開催 (※3)		【法24⑨による要請】 ・(1)の対策と同様	【法24⑨による要請】 ・(1)の対策と同様	【法24⑨による要請】 ・(1)の対策に加え、 ・全国かつ大規模イベント等の中止又は延期の要請を検討	【法24⑨又は法45②による要請】 ・原則中止・延期の要請を検討
	県有施設等における対応		・適切な感染防止対策を講じた上で開館	・(1)の対策と同様	・(1)の対策と同様	・(1)の対策に加え、 ・多数集客施設、観光客誘客施設等の休館の検討

○各対策期における措置の実施の要否に当たっては、医療提供体制、監視体制(検査・相談等の件数)、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、対策期ごとに上記以外の対策を講じることも想定

※1 対策期に応じて、特措法による要請の適用

※2 休業等を要請する「感染拡大につながる恐れのある施設」については、県内の感染事例や国の基本的対応方針等を考慮して判断

※3 イベント等の開催については、国の基本的対応方針等を踏まえ、屋内外の別を考慮して、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率等を総合的に判断